

富士山麓フロンティアパーク小山地区計画内の

緩衝帯に関する運用基準

富士山麓フロンティアパーク小山地区計画区域内の緩衝帯取扱い基準については、小山町開発行為等に関する規則第5条の別に定める事項として運用基準を定める。

1. 緩衝帯に関する法令

都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令（以下「令」という。）第23条の4、令第28条の3、都市計画法施行規則23条の3関連

2. 運用基準

①緩衝帯域内での建築物は守衛所を除き建築できない。

②緩衝帯域内は極力緑化に努めるよう指導する。

③緩衝帯域内での駐車場、駐車場の設置はできない。

④緩衝帯域内で、敷地の保全を目的とした行為については、富士山麓フロンティアパーク小山地区計画の基準を遵守した上で設置を認める。

（例）フェンス・門扉の設置、通行路確保のための舗装等